

第6章

計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校、地域、教育関係団体、市などがそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、目指す姿の実現に向けて取り組みます。

また、教育にかかる施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を強化し、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の管理及び執行の状況については、毎年度、教育委員会に報告するとともに、2023年度に中間評価を行い、2028年度には最終評価を行います。また、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く新たな課題などが生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行うなど、迅速に対応するものとします。

